

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
1	生活介護	今年度より利用時間に応じた平均利用者数の算定となっておりますが、5時間未満の方は1/2、7時間未満の方は3/4を乗じた合計数が定員内に収まるという解釈でよろしいですか。	貴事業所の解釈について、下記のとおり指摘します。 1/2・3/4を乗じるのは、生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値の計算においてのみであり、定員については、これまで同様に事業所が定める利用定員となります。
2	計画相談支援	7「相談支援に従事する人材の確保」について、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制の確保とありますが、事業所に主任相談支援専門員がいなければならないのか、もしくはどのようなイメージになりますでしょうか。	相談支援員はサービス等利用計画の原案作成及びモニタリング等の一部の業務以外は単独で行うことができないものとされていますので、主任相談支援専門員の配置は必要です。 基準の解釈通知にある、事業者要件、相談支援員の要件、相談支援員の兼務、指定計画相談支援の具体的取扱方針等の内容について改めてご確認ください。
3	児童発達支援	複数サービス共通の中で、本人意向の異性介助とありました。就学前のお子さんのオムツ交換や送迎があります。本人代理として、保護者の意向確認が必要ですか？男児の場合、男性職員が必要ということでしょうか？	児童発達支援においても他のサービス同様に、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めることとなっておりますので、本人の意向があれば男性職員の配置もご検討ください。
4	保育所等訪問支援	訪問支援特別加算(2)、要件となる職種について 児童指導員の場合、配置されて5年以上になるかと思えます。任用資格習得後5年と考え、合計7年の経歴が必要となりますか？	貴事業所実施の方法で差し支えありません。

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
5	就労継続支援B型	個別支援計画書の相談支援事業者への交付について、現在、「日付」と「事業所名」を担当の相談支援専門員から受け取り時に書面でもらっている。相談支援事業所の職員へ「日付」が分かるように交付すれば、必ずしも担当の相談支援専門員でなくても良いか確認したい。例としては、相談支援事業所の別な相談支援専門員に渡す等。	必ずしも担当の相談支援専門員でなくても、同事業所に交付されるのであれば差し支えありません。
6	重度訪問介護	重度訪問介護を利用できる方の追加条件で、「特別なコミュニケーション支援を必要とする」区分4及び5の利用者も対象、とありますが「特別なコミュニケーション支援を必要とする」は具体的にどのような支援の方を指すのでしょうか？	質問の内容について、「入院中の重度訪問介護利用の対象拡大」のことで想定して回答します。 例として、四肢麻痺等で発生困難ケースや、極度の対人恐怖等で入院による環境変化により、家族や慣れたヘルパーでないと意思の確認が困難なケース等を想定しています。
7	障害児相談支援	要医療児者支援体制加算について 重症心身障がい児を担当していますが、医療的ケアがなしの場合は加算対象になるか（新潟県医療的ケア児等実態調査の対象児童です）	受給者証（二面）に医療的ケアが必要な旨が記載されているかご確認ください。医療行為が必要とする者に該当しなければ当該加算の対象ではないと考えます。※留意事項通知を参照してください。
8	放課後等デイサービス	会議について、利用児童本人も参加とのことでしたが、本人特性上、言葉での意思の疎通が取れなかったり、意思を表せない児童についても参加必須でしょうか？保護者からの聴取事項により本人意向を代筆でよろしいでしょうか？	解釈通知によると、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発生なども観察し、意見を尊重することが重要とされています。保護者からの聴取を行うのは良いですが、本人の意向も尊重するようにしてください。また、会議への参加や会議の開催前に直接会うことが示されていますので、参加が難しい場合は直接会って個別支援計画の原案に対する意見を確認してください。解釈通知「(16)児童発達支援計画の作成等(基準第27条)②ア個別支援会議の開催」をご覧ください。

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
9	就労継続支援B型	食事提供体制加算で、体重を知られたくない利用者さんについて、個別支援計画等において意向の確認を行った旨を記録しなければならないが、記録方法は、備考欄等に記載する形で良いのか、必ず記載しなければいけない文言等があるのか知りたいです。	意向の確認を行った旨の記録は、備考欄等への記載で差し支えありません。また、必ず記載しなければならない文言等はありませんが、利用者本人の意向が明確にわかるように記載ください。
10	自立訓練・生活訓練	自立訓練(生活活訓練)の個別計画訓練支援加算の(1)を算定する際『⑥支援プログラムの内容を公表すると共に、SIMに基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表する』とされていますが、SIMに基づいた評価とはどのように行うのか。プログラム内容の公表、評価結果の公表はどのように行うものを指すのか等、もう少し具体的に教えていただきたいです。	「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成21年3月31日障障発第 0331003号厚生労働省通知)3の内容を事業所のホームページ等で公表してください。
11	生活介護	BCPについて、小規模多機能型居宅介護事業所で、共生型も行なっていますが、高齢福祉の方で業務継続計画があるのですが生活介護でも業務継続計画は作成しないといけませんか。また、身体拘束、高齢者虐待委員会を設置して開催しておりますが、高齢者、障がい者同時に委員会内で検討しているのですが大丈夫でしょうか。	BCPについて、障がいの利用者へも適用できるものであれば、本体施設のBCPを活用することで差し支えありません。委員会については、同時に開催することで差し支えありません。
12	保育所等訪問支援	家族支援加算について 居宅訪問型児童発達支援は提供しない月においては算定できないと説明がありましたが、保育所等訪問支援についても同じと理解していますが、間違いではないでしょうか。	貴事業所実施の方法で差し支えありません。

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
13	就労継続支援B型	同性介助の意向の確認は、同意書や個別支援計画記載などやり方は問わないか。食事提供体制加算の委託での献立の確認方法について、どういった形での確認が望ましいのか。	「把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録する」とされており、同意書や個別支援計画への記載でも差し支えありません。 献立の確認方法については、各事業所において設定する給与栄養目標量を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法があります。(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5参照)
14	障害児相談支援	児童の場合、児童は保育園、学校に所在があり、日中会議へ参加してもらうことは難しい。保護者には仕事を調整してもらい日中になんとか会議を調整し、参加してもらっている状況。放課後等デイサービス事業所はほぼ午前中の会議を希望。事前に児童、保護者の意向は確認したうえで会議の開催をしているが、非常に日程調整が難しい。児童の会議への参加はどのような形での想定をされているのか教えて頂きたい。	令和6年4月5日付け厚労省事務連絡_相談支援に関するQ&A(令和6年4月5日)問5～7を参照してください。
15	児童発達支援	現在、子育てサポート加算は算定しておりませんが、プログラムの内容として、子育てサポート加算がつく療育内容を展開し始めております。個別支援計画に子育てサポート加算と明記していない場合、保護者の方一人一人に説明をすれば加算算定できますか？改めて個別支援計画に明記し、再度保護者の方に確認して頂く方が良いかと思いますがシステムで個別支援計画を公開しているので、追記で公開部分を見て頂ければ、子育てサポート加算はつけられますか？	追記ではなく、一連の流れで個別支援計画をもらいなおしてください。必要性があつて算定する加算かと思しますので、アセスメントから行う必要があります。
16	放課後等デイサービス	1 横断的な改定事項 ○サービス等利用計画、個別支援計画について・計画作成における担当者会議に利用者本人を参加させ、本人の意向を確認すること。とありますが、障害児についても同様と捉えればよいのでしょうか。担当者会議は全職員で行っており、当然の事ながら障害児の利用時間外で行います。通常、平日であれば午前中の時間帯となりますが、その時間帯に保護者及び学校を欠席させた児童を参加させるという事なののでしょうか。ご返答をお願い致します。	児童においても同様の流れですが、解釈通知では会議の場に参加させることや会議の前に担当者等が障害児や保護者に直接会うなどが考えられる.となっております。会議前に直接会う場合には、個別支援計画の原案に対しての意見を障害児や保護者の意見を確認し、記録しておく必要があります。

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
17	就労継続支援B型	<p>「個別支援計画を相談支援事業者に交付が義務づけられた。交付した日付の記録も確実に残す」とあります。</p> <p>【質問1】相談支援事業者への交付についてひとつの相談支援事業所に対して複数利用者がいる場合は、モニタリングで来訪した際にまとめて交付しても良いのか？それとも、個別支援計画を作成した都度交付するのか？</p> <p>【質問2】個別支援計画を相談事業者へ交付する「交付日」に期限はあるのか？</p> <p>【質問3】交付日の記録方法は特に決まった書式等はなく、各事業所での任意書式で記録すれば良いのか？</p>	<p>【質問1】について、個別支援計画を作成した都度、交付してください。</p> <p>【質問2】について、期限は定められていませんが、作成後速やかに交付してください。</p> <p>【質問3】について、特定の書式はありませんので、任意の書式で差し支えありません。</p>
18	短期入所	<p>重度加算についてですが、施設入所については、基礎研修修了者20%の配置の下、基礎研修修了者以外の職員が支援して加算算定可能だと思うのですが、短期入所については、重度加算対象のご利用者様に基礎研修修了者が支援することが加算要件との理解で宜しいでしょうか。(基礎研修未受講の職員の支援では加算要件を満たさない)</p>	<p>短期入所における重度障害者支援加算については、基礎研修修了者以外でも加算対象者への支援を行った場合に加算が算定され、基礎研修修了者が支援を行った場合にはさらに加算がされます。詳細は、報酬告示と留意事項通知を確認してください。</p>
19	共同生活援助	<p>地域連携推進会議における「地域住民の代表者」とは、地域の区長または組長など肩書がある方を呼ぶ必要がありますか？なくてもお隣・ご近所の方でもよろしいでしょうか？また、町内外でもよろしいでしょうか？学区でもよろしいですか？地域の範囲を教えてください。</p>	<p>地域連携推進会議の手引き4ページの通り、肩書のある方である必要はありませんし、交流のある近隣の方でも結構です。事業所にて判断してください。</p>
20	共同生活援助	<p>令和6年度報酬改定の主な内容(共同生活援助)人員配置体制確認表の記載例に「特定従業者数換算方法においては、有給休暇や病休の場合は、計算に含めることができない。」とあるが、同表、「加配する特定従業者(世話人等)の勤務体制一覧表」下に、「1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上に定める時間数)」とある。申請時点において、有給休暇や病休がわかっている場合は計算に含めないことも可能だが、わからない部分は含めないことができないため、就業規則上に定める時間数(雇用条件通知書等、労働契約に定める時間数)が原則記載されるものと推測されるが、この考え方で良いか。</p>	<p>Q&A VoL.1問37の通り、加算の算定にあたって含めることができないという意味です。加算の算定時には、実際の勤務実績と比較して算定できるかをご確認ください。</p>

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
21	放課後等デイサービス	サービス担当者会議について、利用者本人が会議に参加することが必要となりましたが、保護者の都合で本児が学校に登校している時間帯にサ担を希望された場合や、意思の疎通や一定時間座っていることが難しい児童の場合も限定的な不参加の理由に当てはまるのかお聞きしたい。	解釈通知によると、会議への参加や会議の開催前に直接会うことが示されています。会議への参加が難しい場合には、会議の前に直接会って個別支援計画の原案についての意見を確認してください。解釈通知「(16)児童発達支援計画の作成等(基準第27条)②ア個別支援会議の開催」をご覧ください。
22	放課後等デイサービス	個別支援計画を相談支援事業所に送付した日付の記録とありますが、郵送の場合は投函した日とその日になるのでしょうか。	貴事業所実施の方法で差し支えありません。
23	就労継続支援A型	個別支援計画の相談支援事業所との共有について質問いたします。当事業所ではFAXでの共有をしております。その場合、日付の入ったFAX送信表を個別支援計画と一緒に保管するやり方でよろしいでしょうか。(相談支援事業所に個別支援計画が確実に送信されたか、FAX送信後すぐに電話で確認しております。)・他に簡便な方法があれば教えてください。	貴事業所実施の方法で差し支えありません。
24	就労継続支援A型	食事提供加算について、保健所に栄養士に年1回、献立を確認しても良いとありましたが、新潟市はそれでも良いのでしょうか。外部依頼すると、高額でとても費用がかかります。	新潟市独自の取扱いではなく、留意事項通知で「事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部(公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする」とされています。留意事項通知を再度、確認してください。

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
25	就労継続支援B型	強度行動障害加算の申請についてです。強度行動障害があると利用者が認められている証拠はどのように示し提出をするのでしょうか。	重度者支援体制加算は、障害基礎年金1級を受給する利用者の割合によって算定されますが、現状、当該加算に関する届出書以外に添付書類の提出は求めています。
26	共同生活援助	1 横断的な改定事項について 管理者が兼務できる範囲が、同一敷地内に限らず、同一法人の他の事業所の管理者又は従業者と兼務できることとなりましたとありますが、共同生活援助の管理者は常勤でなければいけないと思いますが、「同一法人の2つの事業所の管理者になることはできるのでしょうか」。当社の場合、管理者が事業所として非常勤になってしまうのですが、2つの事業所を同一管理者にすることは可能なのでしょうか。	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置しなければなりません。管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させることに加えて、「他の事業所、施設等の職務に従事させることができる」とこととなりました。解釈通知をご確認の上、支障がないと判断される場合は、一人の方が同一法人の2つの事業所の管理者となることは可能です。
27	就労定着支援	支援体制構築未実施減算について 就労定着支援の期間が終了する3月以上前に、要支援者の同意を得て、関係機関等との間で要支援者情報の共有。・関係機関等への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存 ※上記のいずれかを実施していない場合、所定単位数の10%を減算。とありますが、定着支援の期間が開始されたばかり、あるいは1年経っていない場合は関係機関等と情報共有及び会議録等保存で大丈夫でしょうか？	要継続支援利用者情報の共有、その記録の作成・保存については、支援期間が終了する3か月以上前に、情報の共有に関する指針を定めるとともに責任者を選任することは、支援期間が終了するまでに実施する必要があります。上記以外の期間については上記の措置を講じなくとも減算にはなりません。
28	生活介護	延長支援加算について、9時間以上の支援の場合算定するとありますが、当事業所で一泊旅行に行く場合も算定可能でしょうか？ 昨年一泊旅行に行った際は、一日目は10時頃から就寝(22時頃)まで、2日目は6時半から16時頃まで支援を行いました。	旅行については、通所支援に該当しないため基本報酬を含め、算定不可です。

令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 主な質問と回答一覧

No.	サービス種別	質問内容	質問回答
29	就労継続支援B型	食事提供体制加算についてです。当事業所は、外部委託でクックサーブという形で食事提供を実施しています。この加算を取得する際に、「検食をするように」と指示があった為、現在も記録に残しています。今年度の改定で「検食」についての記載がないのですが、「検食」は義務ではないのでしょうか。	1回300食以上、又は1日700食以上以上を提供する場合は検食が義務となります。それ以外の場合、義務ではありませんが、食中毒等予防のため、可能な限り努めていただくようお願いいたします。
30	共同生活援助	個別支援計画書作成について 参加を促すが本人の意思により個別支援会議に参加したくないと拒絶が強くある場合は「限定的な理由」に該当するのでしょうか？	原則参加となっておりますので、可能な限り参加に努めてください。その上で、会議に参加以外の方法で本人の意思を確認する方法を検討し、個別支援計画に明記してください。
31	保育所等訪問支援	個別支援計画会議における訪問先施設担当者の招集ということで、お声がけさせていただいておりますが、サービスの形態上と人員の関係で多機能型事業所ですので、お昼ごろに会議が開催となります。そうなりますと、園や小学校の先生方は参加が難しくなります。お声がけさせていただいたがお断りされた場合、お日にちや時間、対応していただいた先生のお名前の記録を残しておくべきでしょうか。また、お声がけしても参加していただけない場合は減算となりますでしょうか。	個別支援計画会議については、訪問先施設の担当者等を招集して行うとなっておりますので、参加は必要です。テレビ会議でも可能ですので訪問先の担当者等にも参加をお願いしてください。訪問先施設の担当職員の参加がない場合も、個別支援計画作成のに係る一連の業務が適切に行われていないとなり個別支援計画未作成減算の対象になる場合があります。
32	就労継続支援A型	来年度から加算になる就労選択支援についての講習会や勉強会等はあるのでしょうか。	説明会の実施を検討しています。